

第 1 4 号議案

東京都台東区職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 1 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、職員の定数に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員の定数に関する条例（昭和31年10月台東区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員」を「職員」に改め、「監査委員」の次に「（以下これらを「区長等」という。）」を加える。

第3条第1項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 区長等の事務部局の職員（次号に掲げるものを除く。）

2,154人

(2) 幼稚園の教諭 112人

合計 2,266人

第3条第2項及び第3項中「公務災害休業」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

第4条を次のように改める。

（職員の配分）

第4条 前条第1項第1号に掲げる職員の配分は、区長が定める。

第5条を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。